

(1)キャンペーン全般について

1.マニュアルはどこにありますか。

事業者マニュアルについては、キャンペーンサイトの事業者向けページにて公開しております。
region PAYのマニュアルは参画申請承認後、region PAY管理画面よりダウンロードが可能です。

2.説明会はありますか。

2023年10月に開催いたしました。説明会時の質疑応答はキャンペーンサイトの事業者向けページにて掲載しております。

3.事業者ごとにクーポン原資の予算枠はありますかでしょうか。

予算に限りがありますので、執行状況に応じて、各事業様ごとに枠を設ける場合があります。枠の通知があった場合は、その予算の範囲内での執行となります。

(2)キャンペーンのルールについて

1.クーポンの金額はいくらですか。プランによって異なりますか。

プランによってクーポンの金額は変わりません。キャンペーン対象のプランであれば、1人1泊(1回)あたり一律3,000円となります。クーポン金額を算出する必要はありません。

2.外国人は対象ですか。またその場合、外国人の本人確認・居住地確認の書類はどんなものが認められますか。

日本国内居住者であれば外国籍の方も対象です。逆に言えば、日本国籍の方でも日本国内に居住していなければ対象外です。

外国籍の方の確認書類については、「有効な公的書類で、日本の居住が確認できるもの」であれば対象です。

【対象書類の一例】在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書など

なお、在留管理制度の対象とならない、次に該当する方は、記載の書類にて確認を行います。

【在日米軍(軍の構成員)の場合】

軍発行の身分証明書

【在日米軍(軍属と軍構成員の家族)の場合】

アメリカ政府発給のパスポート

【外交官の場合】

外交旅券または公用旅券／駐日外国公館に勤務する外交官等に対して発行可能な「住居証明書」等

※ミリタリーIDは住所欄がなく居住地確認ができないため、本人確認書類として認められません。

※在日米軍個人車両操縦認可証は本人確認書類として認められません。

3.本人確認書類は参加者全員必要でしょうか。

代表者のみ、原本での提示が必要です。

4.本人確認書類はコピーでもいいですか。

必ず原本の提示が必要となります。

5.販売開始日(2023年10月30日)より前に受けた予約(既存予約)にキャンペーンを適用してもよいでしょうか。

販売開始日より前の既存予約は対象外です。キャンペーンの対象となるのは、販売開始日以降の新規予約のみとなります。

(2)キャンペーンのルールについて

6.泊数の制限はありますか。

旅行プラン自体の泊数に制限はありませんが、一つの旅行プランでクーポン付与の対象となるのは3泊までです。

7. 3泊+3泊と連続した日付で予約されていますが、対象となる泊数の制限内なのでそれぞれ対象になりますか。

別々の予約であっても、一つの旅行とみなされる場合(質問の例だと、実質6連泊の旅行)はそのトータルの泊数のうち3泊までがクーポン付与の対象です。

8. 泊数の制限は「対象外期間(2023年12月29日～2024年1月3日)」を含めて3泊まででしょうか。

対象外期間の泊数はカウントされません。そのため、対象外期間をまたぐ旅行プランの場合は、別々の旅行プランとみなし、対象外期間の前後に切り分けてのクーポン発行となりますのでご注意ください。

【例①2024年1月1日～1月7日までの旅行の場合】

1月4日～1月7日までを対象の旅行プランと考え、1月4日からの3泊がクーポン付与の対象。



【例②2023年12月26日～2024年1月7日までの旅行の場合】

本来であれば12月26日から1月7日まで継続する一つの旅行ですが、泊数をカウントしない対象外期間は「旅行は継続していない」とみなし、前後別々の旅行と考え、それぞれの旅行プランの3泊までがクーポン付与の対象となります。



【例③2023年12月28日～2024年1月6日までの旅行の場合】

上記②同様に、対象外期間の前後は別々の旅行と考えます。



(2)キャンペーンのルールについて

9.子供や乳幼児はクーポンの付与対象となりますか。

年齢に関わらず、対象者の条件を満たしていれば対象です。ただし、子供や乳幼児に適用される料金が、対象旅行プランの料金(宿泊プランはお1人1泊あたり6,000円以上、交通付き旅行プランはお1人1泊(回)あたり8,000円以上)に満たない場合は対象外となります。

10.宿泊施設が実施する日帰りプラン(デイクースプラン)は対象となりますか。

宿泊事業者が実施するデイクースプラン等の日帰りプランは対象外となります。

日帰りプランは「交通付き」であることが条件となり、また本事業においては、マイカーなど「個人の手配・利用によるもの」は「交通付き」とみなさないため対象外になります。日帰りプランについて詳しくは「クーポン発行事業者取扱マニュアル」の「《補足情報》交通付き日帰りプランについて(P.11～)」も併せてご参照ください。

11.複数県にまたがる旅行プランの場合、本事業のクーポン対象となりますか。

大分県が主たる旅行の目的地の一つとなっており、クーポンの配布条件を満たすもののうち、大分県での宿泊分に限り、対象となります。対象の可否について疑問等がある場合は、個別に事務局までご相談ください。

(3) 参画申請について

1. 参画申請について、インターネット以外の申請はできますか。

インターネットからの申請のみとさせていただきます。

2. 万が一不正が発生した場合は、どうなりますか。

参画申請からの登録の取り消し及びクーポン相当額の返金を求めるほか、事業者名を公表する場合がありますので、管理徹底をお願いします。

(4) クーポン発行・手交方法について

1. 予約内容が変更になった場合、「予約受付日」欄の日付は更新する必要がありますか。

「予約受付日」の更新は不要です。

2. 受領証の利用者名が間違っているが、どうしたらよいでしょうか。

間違った利用者名の部分に二重線を引き、その近くに正しい利用者名を記載してください。

3. 利用者がクーポン用紙を紛失した場合はどうなりますか。

利用者都合による再発行はできません。利用者に対しては再発行等対応できない旨、お伝えください。

(5)実績報告について

1.実績報告は必ず毎月提出しなければならないのでしょうか。最終の締め切りに合わせて、まとめて報告でも構いませんか。

まとめてのご提出はご遠慮ください。月2回の締め切りに合わせてご提出ください。

2.旅行者が販売する宿泊プランの場合、実績報告は旅行者と宿泊事業者どちらの対応になりますか。

実績報告は、クーポンの発行・手交を行う宿泊事業者にて報告をお願いします。

3.受領証の提出はコピーでも可能でしょうか。

提出は原本をお願いします。また提出前に控えを取って、5年間保管しておいてください。